

(協調會勞働課)

専徴第23号  
本年1月1日より同盟四能業に入り管理人より勤労促進せん、モニセス  
自己元より解決せ給事迄ト26同月亦自己ノ事由より解雇者ヲ出サス  
其後使用条件三手又解雇者解雇手を増額せしムヨリ本拠内同  
意シ本月18日全員就業セラ、莫ニ理人ノ職業セエヨシ一志出勤促進シ外  
何等討論第2講習会作業ハ自己ノミニア純然中同月18日全員出勤ニ至  
就業シテア。

要出事項  
(1)今後生活ニ得レント、解雇手を支給(金額明示ス)

(2)今後手待場合ハ手当トシテ一日三十元ヲ支給

解決事項  
(1)解雇手当トシテ新井、中島兩者計一人完金百四十元  
(2)女子手待日當手当の撤回シ全女工ヲ從事直し使用スルト